



旬報 ゆうすい

人と自然が織りなす芸術のまち

心豊かで伸びゆく美しいまち

目次	担当	ページ
行政相談所の開設	総務課	2
無料法律相談の開設	総務課	2
公営住宅等の入居者募集	総務課	2
遊漁鑑札の販売	産業振興課	3
竹材粉碎機（チップー）貸出し	産業振興課	3
火入れ許可の申請及び林野火災警報	産業振興課	4
令和8年産水稻作付受託	産業振興課	4
農作業中の事故防止及び熱中症対策	産業振興課	4
湧水町堆肥センターの堆肥利用について	産業振興課	5
森林の伐採届	産業振興課	5
小規模土地改良事業及び農業農村生活環境施設整備事業の申請	建設課	5
林業用作業路維持管理事業に伴う原材料支給申し込み	建設課	6
里道（集落道）整備事業の申請	建設課	6
町管理林道維持管理作業事業に伴う補助金交付申請	建設課	6
児童巡回相談の実施	長寿福祉課	7
戦没者等のご遺族の皆様へのお知らせ	長寿福祉課	7
湧水町婚活イベント参加費補助金	商工観光PR課	7
湧水町かごしま出会いサポートセンター登録助成金	商工観光PR課	8
商工業者支援事業のお知らせ	商工観光PR課	8-9
移住定住支援制度の申請	商工観光PR課	10
栗野駅における乗車券販売業務の変更	商工観光PR課	10
湧水町危険空家解体撤去工事補助金の申請	商工観光PR課	11
霧島アートの森 アートスタッフ（臨時職員）の募集	商工観光PR課	11
第18回湧水町町民ゴルフ大会の開催	生涯学習課	12
令和8年度第1回湧水町女性団体交流会～生涯学習県民大学講座～	生涯学習課	12
休日救急歯科診療の診療時間変更	健康増進課	12
令和8年度犬の登録及び狂犬病予防注射	住民税務課	13-14
合併浄化槽設置補助金の申請受付	住民税務課	14
マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』	住民税務課	15
湧水町人材育成事業助成金	企画財政課	15
寄贈作品展の開催	企画財政課	16
タクシー利用券による助成制度	企画財政課	16
交番・駐在所だより	総務課	17-18

行政相談所の開設

(総務課)

- 【開設日時】 5月14日（木） 9：00～15：00
 【開設場所】 栗野地域：いきいきセンター 1階 研修室3
 吉松地域：吉松中央公民館 1階 和室
 【相談員】 栗野地域：田中修一氏 吉松地域：山下信也氏
 ※行政相談員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者に委嘱しています。
 相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。
 【相談内容】 国の役所などの仕事に関する相談、要望、問合せ等
 【問合せ先】 栗野庁舎 総務課 ☎74-3111（内線2218）

無料法律相談の開設

(総務課)

- 【日時】 5月19日（火） 13：30～16：30
 【場所】 よしまつふれあいの家
 【相談申込】 ① 事前予約制とします。希望される方は、5月14日（木）の15：00
 までに社会福祉協議会へご連絡ください。予約が多い場合は相談をお
 断りする場合がありますので、予めご了承ください。
 ② 相談が30分を経過した場合は、終了となります。
 【相談料】 無料 【相談者】 県弁護士会所属弁護士
 【申込・問合せ先】 湧水町社会福祉協議会 ☎75-2200

公営住宅等の入居者募集

(総務課)

○定期募集住宅（応募者が複数の場合は、湧水町住宅管理条例に基づき決定します。）

■栗野地域 5戸 ■吉松地域 3戸 RC：鉄筋コンクリート造 W：木造

住宅名	所在地	建築年度	構造	部屋番号	家賃	種別	世帯・ 単身
京田住宅 2号棟	北方850番地	S53	RC	223号	11,600円～ 32,900円	公営	世帯
丸池タウン 城棟	木場89番地1	H3	RC	102号 103号	18,600円～ 44,300円	公営	世帯
第2上場団地	木場4428番地1	H23	RC	202号	23,500円～ 62,200円	公営	世帯
宮ノ脇住宅	米永488番地1	S60	RC	102号	26,000円	町営	単身・ 世帯
第2原口団地	鶴丸1206番地1	H4	W	2号	12,900円～ 28,400円	公営	世帯
御手洗ハイツ A棟	川西957番地	H10	W	201号	25,000円	町営 単身	女性単身
御手洗ハイツ B棟	川西957番地	H11	W	202号	25,000円	町営 単身	男性単身

- 【敷金】 家賃の3ヶ月分
 【入居条件】 次の条件を満たしており、住宅管理規則を遵守できること。
 ① 現に住宅に困窮していること。 ② 町税・県税等を完納していること。
 ③ 入居者の年間所得合計が、入居基準内にあること。
 ④ 自治会に加入すること。
 ※各住宅の詳細・入居条件等につきましては住宅係へお問い合わせください。
 【申込締切】 4月30日（木）
 【申込・問合せ先】 栗野庁舎 総務課 住宅係 ☎74-3111

遊漁鑑札の販売

(産業振興課)

川内川で釣りをする際は、遊漁鑑札が必要です。必ず遊漁鑑札を購入のうえ携帯し、遊漁監視員の要求があった場合は提示してください。

【遊漁料】 ※中学生以下の場合は無料です。

魚種	漁具・漁法	級	遊漁料（1年）	遊漁料（1日）
こい ふな うなぎ おいかわ やまめ	やまめ（竿釣りから） 網漁、かご漁（うなぎ用を含む） はえなわ漁 （あゆ漁はできません）	3級	3,000円	1,000円
あゆ	あゆ漁（その他を含む） （せめ川を除く）	2級	5,000円	2,000円
全魚種	せめ川（全ての従事者）	1級	10,000円	—

【漁具・漁法の制限】

漁具・漁法	規模
網類	網の全長 20m以下
こいかご	一人3個以内
はえなわ漁	一つの仕掛けに針 20本まで（5つの仕掛けまで） 日中は禁止のため取り外す
バクダン釣り	一人5本まで（無人釣りは禁止）

【禁止期間】

- ・鶴田ダム湖において9月15日から12月15日までの期間は、あゆの産卵時期のため、あゆ漁は禁止です。
- ・資源保護のため、10月1日から2月末までの期間は、うなぎ漁は禁止です。

【禁止区域】 すべての魚種において、吉松橋上流端から上流150m、下流端から下流500m以内の区域。及び、阿波井堰堤端から上流180m、下流90m以内の区域。

【鑑札販売所】 栗野地域：吉永義和（本村）、廣田春美（広田）、上窪広人（植村）、今西紘視（幸田頭）、川井田親則（諏訪）、梶重明（長谷）
R I Cかこい、湧水町役場産業振興課
吉松地域：タマヤ薬品、境田ストア

【問合せ先】 川内川上流漁業協同組合（事務所：田渕 由美） ☎0995-22-4777
栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2241）

竹材粉碎機(チッパー)貸出し

(産業振興課)

【概要】 町内の侵入竹及び放置竹林を解消し、竹材整備を町内に広く推進するため、伐竹材を簡易処理できる竹材粉碎機の無償貸出しを行っています。

【対象】 湧水町内に竹林を所有する町民

【貸出期間】 3日間（祝日・休日を除く）

【機械】 自走式・処理能力2.2m³・可能処理径Φ120mm・軽トラ積載可能・アルミブリッジ同時貸出し・ガソリン燃料（満タンで返却）

【問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2250）

火入れ許可の申請及び林野火災警報

(産業振興課)

- 【概要】 森林法により、10日前までに火入許可申請書を提出する必要があります。
- 【対象】 森林または土地で、伐採後の地拵え、害虫駆除等を目的に火入れをする場合
- 【注意事項】 ○他人の土地や建物に延焼することがないように、充分注意してください。
○日没2時間前までに終了するようにしてください。

【林野火災警報】

- 林野火災が発生する危険性が高いと判断された際に、注意を呼びかける警報です。
- 火入れに関する条例が改正され、令和8年4月1日より、**林野火災警報が発令された場合は、火入れを行ってはならず、また速やかに消火しなければなりません。**
- 発令された場合は、防災無線及びLINEで周知されます。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2250）

令和8年産水稻作付受託

(産業振興課)

栗野地域の令和8年産水稻作付について、町が窓口となって田植等の作業受託の取りまとめを行いますので、作業委託を希望される方は、電話でお申し込みください。ただし、圃場の条件等によっては、作業受託をお断りする場合がありますのでご了承ください。

【申込期限】 4月30日（木）

【作業賃金】	耕起	(10a)	6,000円
	代かき	(10a)	9,300円
	耕起2回+代かき	(10a)	21,200円
	田植え	(10a)	8,200円

※その他作業料金については、4月15日発行の旬報にて配布された令和8年度湧水町農作業標準作業料金一覧表を参照

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線2240）

農作業中の事故防止及び熱中症対策

(産業振興課)

<農作業中の事故防止について>

農作業中の死亡事故は全国で年間240件前後発生しています。普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めるようお願いします。

○農作業事故防止のポイント

- ・適度に休息をとり、ゆとりをもって作業しましょう。
- ・農業機械の点検は、必ずエンジンを止めてから行いましょう。
- ・シートベルト、ヘルメットの着用を徹底するとともに、早めにライトを点灯しましょう。

農作業事故に気を付けて、安全な作業を心がけてください

<農作業中の熱中症に注意！！>

猛暑日がつづく真夏だけでなく、暑さに慣れていない初夏における高温日に熱中症のリスクがあります。農作業中は、熱中症の具体的な症状が分からず、気づかないうちに熱中症にかかっている方が多くいます。小まめな水分と塩分の補給や休憩を取るようにしてください。

○熱中症対策チェック

- ・高温時の作業は避けましょう。
- ・単独作業は避けましょう。
- ・20分おきに休憩&水分補給をしましょう。

作業の際は、帽子や日除け対策を行ったうえで、「自分は大丈夫。面倒くさい。」と思わず、小まめな水分補給をお願いします。

湧水町堆肥センターの堆肥利用について

(産業振興課)

湧水町堆肥センターでは、ロータリー攪拌機等で高温発酵処理を行い、雑草種子の少ない良質な堆肥を生産販売しておりますので、ご利用ください。

【販売内容】 牛糞 100%堆肥

種 類	金 額
バラ（ふるい処理なし）	軽トラック 1 台分 500 円
バラ（ふるい処理あり）	軽トラック 1 台分 2,000 円

※堆肥の必要な方は、事前に連絡のうえ、軽トラック又は袋等の準備をお願いします。

※軽トラック等で堆肥を運搬する場合は、シート等で覆い道路に堆肥が落下しないようにしてください。

※トラック（4 t ダンプ）での運搬もいたしますので、ご相談ください。

（別途配達料が必要となります。）

【問合せ先】 堆肥センター（湧水町川西 2961 番地） ☎090-3883-6560（寺田）

森林の伐採届

(産業振興課)

【概 要】 森林法により、個人の所有する土地の木を1本切る場合でも、その土地が森林であれば、事前に市町村へ「伐採届」の届け出が義務付けられています。無断伐採や虚偽報告などの違反行為があった場合は、罰則が適用される場合があります。

【対 象 者】 個人、法人を問わず地域森林計画対象の森林を伐採する者

【届出期間】 伐採を開始する日の90日から30日前までに提出してください。

【提出・問合せ先】 栗野庁舎 産業振興課 ☎74-3111（内線 2250）

小規模土地改良事業及び農業農村生活環境施設整備事業の申請

(建設課)

土地改良施設（農道・農業用排水施設）及び農業農村生活環境施設（農業集落道路・農業集落排水等）において、施設等の機能が損なわれないよう老朽化対策及び長寿命化対策を図るため、上記事業を実施します。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、次の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

【申込期間】 4月16日（木）～5月29日（金）

【支給内容】 原材料：生コン・水路等のコンクリート製品・シラス・砕石 等
重機借上：バックホウ・ブルドーザ・ダンプ 等

- 【事業内容】**
- ① 農道の改良又は舗装
延長 20m以上、幅員 2 m以上（現況 2 m未満の道路は拡幅整備用地承諾書を添付のこと。）受益面積 10 a 以上、受益関係者 2 戸以上
 - ② 橋梁の新設又は改良
前後の農道幅員 2 m以上で道路利用者は、受益面積 10 a 以上、受益関係者 2 戸以上
 - ③ 農業用排水施設（用水・排水路等）
延長 10m以上、受益面積 10 a 以上、受益関係者 2 戸以上
 - ④ 農業農村生活環境整備（公益性があり利用者が限定できないもの）
農業集落道路、農業集落排水等

【事業費限度額】 50 万円以内

【受益者負担金】 事業費の 20%

【申込・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線 3221・3222）

林業用作業路維持管理事業に伴う原材料支給申し込み

(建設課)

林業用作業路において、その機能が損なわれないように維持管理をするための原材料等の支給を行います。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、次の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

- 【申込期間】** 4月16日（木）～5月29日（金）
【支給内容】 原材料：生コンクリート・砕石 等
 重機借上：バックホウ・ブルドーザ・ダンプ 等
【採択要件】 ① 幅員2m以上で適正な管理が行われている路線
 ② 受益面積5ha以上
 ③ 受益関係者2戸以上
【事業費限度額】 50万円以内
【受益者負担金】 事業費の20%
【申込・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3222）

里道(集落道)整備事業の申請

(建設課)

里道（集落道）において、その機能が損なわれないよう老朽化対策及び長寿命化対策を図るため、上記事業を実施します。希望される方は、吉松庁舎 建設課に申請書類を準備してありますので、次の事項をご確認のうえ、お申し込みください。

- 【申込期間】** 4月16日（木）～5月29日（金）
【支給内容】 原材料：生コン・水路等のコンクリート製品・シラス・砕石 等
 重機借上：バックホウ・ブルドーザ・ダンプ 等
【事業内容】 次に掲げる自治会内の里道（集落道）整備事業を行う場合に支給
 ① 集落道の整備 里道幅員2m以上、関係戸数2戸以上
 ② 水路施設の整備 関係戸数2戸以上
 ※原則、地域住民の作業の際に適用します。
【事業費限度額】 50万円以内
【問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3226）

町管理林道維持管理作業事業に伴う補助金交付申請

(建設課)

自治会や森林生産組合等の団体が、町で管理する林道及び集落林道の法面等に植生している木・竹等の伐採や側溝清掃等の維持管理作業を実施する場合に、作業にかかる経費に対して補助金を交付します。希望される団体は、交付申請書が建設課に準備してありますのでお申し込みください。

- 【申請期間】** 4月16日（木）～5月29日（金）
【交付要件】 申請路線：町管理林道及び集落林道（栗野23路線、吉松10路線）
 申請者：自治会又は森林生産組合等の団体
 ※申請金額の合計が予算額に達した時点で締め切ります。
 ※詳しくはお問い合わせください。
【申込・問合せ先】 吉松庁舎 建設課 ☎75-2111（内線3222）

次回 旬報発行日 **5月15日(金)**

児童巡回相談の実施

（長寿福祉課）

鹿児島県北部児童相談所による巡回相談が、次により実施されますのでお知らせします。

- 【日 時】** 6月5日（金） 9:00～17:00
【場 所】 大口元気こころ館（伊佐市大口里 3054-1 ☎0995-23-2361）（予定）
【相談内容】 巡回相談では18歳未満の児童を対象に次のご相談に応じます。
- ① 養護相談 家庭環境上問題を有する児童及び里親・養子縁組に関する
こと
 - ② 保健相談 未熟児・虚弱児・小児喘息・その他の疾患を有する児童に関
すること
 - ③ 育成相談 性格行動・適性・しつけ・不登校等に関すること
 - ④ 障害相談 障害を持つ児童に関すること
 - ⑤ 非行相談 家出や乱暴などの問題行動等や警察から通告があった児童
に関すること
 - ⑥ その他 療育手帳の（再）判定に関すること等
- 【申込方法】** 巡回相談を受けるには、事前予約が必要となります。相談を希望される方
は、5月8日（金）までに、栗野庁舎 長寿福祉課（☎74-3111 内線 2115）
へお申し込みください。
- 【問合せ先】** 鹿児島県北部児童相談所 ☎0996-21-3150

戦没者等のご遺族の皆様へのお知らせ

（長寿福祉課）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法により、現在、第十二回特別弔慰金の請求を受け付けています。請求期限は令和10年3月31日までとなっています。期限を過ぎると、第十二回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、手続きがお済みでない方は、お早めにご請求ください。すでに請求いただいているご遺族には、国から送付があり次第随時交付しております。

【支給対象となる方】

令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合で、ご遺族お一人に支給されます。

【支 給 内 容】 国債名称 第十二回特別弔慰金国庫債券
額 面 27.5万円（5年償還）**【請求・問合せ先】** 長寿福祉課 栗野庁舎 ☎74-3111（内線 2114）
吉松庁舎（内線 3120）**湧水町婚活イベント参加費補助金**

（商工観光PR課）

本町在住独身者の婚活に対する経済的負担及び結婚のきっかけ作りを支援するため、出会いの機会と交流を提供することを目的として実施される催し（婚活イベント）への参加費の一部を補助します。

- 【補助対象者】** ① 申請時において本町に住所を有すること。
② イベント参加時において未婚であること。など

【補助金額】 上限3,000円**【交付申請】** 所定の申請様式に領収書を添えてお申し込みください。
申請様式は商工観光PR課に準備してあります。**【申込・問合せ先】** 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線 2285）

湧水町かごしま出会いサポートセンター登録助成金

（商工観光PR課）

結婚を希望する独身男女の出会いづくりを支援し、本町の少子化対策及び本町への定住促進を図るため、鹿児島県が開設したかごしま出会いサポートセンターへの登録を行った方に対し登録料を助成します。

- 【対象者要件】**
- ① 本町に住所を有する方
 - ② 入会して3か月以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに申請をされた方
 - ③ 町税等を滞納していない方
- 【助成額】**
- ① 助成金の額 5,000円（登録料の2分の1）
 - ② 助成対象者1人につき1回限り **【登録は2年間有効です】**
- 【申込・問合せ先】** 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2285）

《かごしま出会いサポートセンター》

- ・会員登録料 10,000円（2年間有効）
- ・会員の登録、会員登録管理システムによるマッチング（引き合わせ）の実施
- ・会員からの結婚相談対応
- ・会員限定の婚活イベント・交流イベントの開催
- ・開所時間 月・火・水 10:00～18:00
土・日・祝 10:00～17:00
※木・金・年末年始は休み
- ・問合せ先 ☎099-208-1150 FAX: 099-208-4150

ホームページ
はこちら



商工業者支援事業のお知らせ

（商工観光PR課）

湧水町では、現に商工業を営まれている方や起業を予定されている方などを次のとおり支援します。詳細は商工観光PR課へお問い合わせください。

- 【募集期限】** 5月11日（月）
- ※募集件数を超えた場合は、補助金額の調整等を行う場合があります。
 - ※申請書類は商工観光PR課に準備しております。

【募集事業内容】

＜湧水町商工業者支援事業＞

- ① 湧水町女性・若者・シニア起業支援事業
女性、若者又はシニアの社会進出を支援するため、新たに町内で起業する者に対し、起業に必要な経費の一部を助成します。
- 募集件数 4件
- 補助対象事業 起業のために行う事務所の新築または増改築等施設整備
- 補助率等

補助対象者	補助金の額（上限）	補助率
女性	200万円	補助対象経費の2分の1以内
若者	200万円	
シニア(40歳以上)	150万円	

② 湧水町店舗等リフォーム支援事業

販売力等強化のため、店舗・事務所を、町内の建築業者を利用してリフォームした場合に、工事費用の一部を助成する。

- 募集件数 1件
- 補助対象事業
 - ・建物本体の改築及び模様替え工事（間取り、床、天井、壁など）
 - ・建物本体工事に伴って実施する看板の模様替え工事、外構工事
 - ・建物本体の増築工事・消費税額を除く工事金額が50万円以上の工事
（什器、備品の購入を除く。）
- 補助率等 補助対象経費の10%以内（上限：30万円）

③ 湧水町空店舗出店支援事業

空店舗の解消のため、町内の空店舗に出店する新規創業者等に対し店舗改修等に必要経費の一部を助成します。

- 募集件数 1件
- 対象となる空店舗
 - 町内で過去に事業を営んでいた店舗で現在は閉店している店舗
 - ※空き家、住居等を店舗に改装する場合は対象としない。
- 補助対象事業
 - ・店舗改修費（什器、備品および設備機器の導入に要する経費を除く）
 - ・看板・サイン類の製作および設置に要する経費
 - ・出店する店舗の賃借料
- 補助率等

補助対象経費	補助率	補助上限額	補助要件
店舗改修費、 看板類関連費	2分の1以内	150万円	屋外広告物設置関連費については、10万円を上限とする。
店舗賃借料	月額2分の1以内		賃借に係る敷金及び礼金を除く。月額補助5万円を上限とし、交付決定を受けた同一年度限りとする。

＜湧水町事業承継支援事業＞

事業承継のために行う専門家派遣や、事務所等の増改築施設整備にかかる経費を助成する。

- 募集件数 1件
- 補助対象事業 補助対象者が事業承継のために行う専門家派遣、事業所の増改築等施設整備（什器、備品の購入を除く。）
- 補助率・補助金上限額

補助対象者	補助金の額（上限）	補助率
専門家派遣	30万円	補助対象経費の2分の1以内
増改築等施設整備 及び設備の更新	150万円	

＜湧水町移動販売車導入支援事業＞

移動販売又はキッチンカー営業を行うものに対し、車両購入費及び車両整備費の一部を助成します。

- 募集件数 1件
- 補助対象事業 車両購入費及び車両整備費
- 補助率等 補助対象経費の2分の1以内（上限100万円）

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2281）

移住定住支援制度の申請

(商工観光PR課)

移住や定住による人口増加及び地域経済の活性化を図るため、様々な支援制度をご用意していますので、お知らせいたします。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

<湧水町定住奨励品支給事業>

転入から定住を奨励することを目的として、転入世帯（世帯主に限る）に対して湧水町産のお米5kgを支給します。なお、以下に該当する場合は対象外となりますのでご注意ください。

- 【対象外】**
- ① 社会福祉施設へ入所することを目的として転入した世帯
 - ② 矯正施設へ入所することを目的として転入した世帯
 - ③ 転入から1年経過し、申請を行っていない者
 - ④ 過去に本制度による町内産米の支給を受けている者

【その他】 転入受付時に戸籍窓口にて申請書を配布しておりますが、まだ受け取っていない場合は、戸籍窓口又は商工観光PR課にてお受け取り下さい。

<湧水町定住促進家賃助成事業補助金>

移住定住の促進及び空家の有効活用を図ることを目的として、町外からの転入者の賃貸住宅への入居について、12ヶ月を限度として補助金を交付します。ただし、定住促進住宅及び中間管理住宅は、対象外となります。

- 【主な要件】**
- ① 本町に転入し、転入から2年以内の者であること
 - ② 5年以上居住する意思があること等

- 【補助内容】**
- ・子育て転入世帯 補助率3分の2 上限2万円/月
 - ・上記以外の世帯 補助率2分の1 上限1万円/月

<湧水町移住定住促進新築住宅取得補助金>

移住や定住による人口増加及び地域経済の活性化を図るため、新築住宅の取得を行った方に対し補助金を交付します。

対象者	移住者	町内居住者
補助額（最大額）	230万円	100万円
基本額（取得額の1/2）	限度額100万円	限度額50万円
加算額 （内訳）	町内建築業者が建築 または販売した場合	50万円
	町の分譲地に建築した場合	50万円
	18歳未満の子ども1人につき	10万円 （限度額30万円）

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111（内線2286）

栗野駅における乗車券販売業務の変更

(商工観光PR課)

現在、栗野駅構内の栗太郎館において、JR九州から委託を受けて行っている乗車券の販売については、本年4月から定期券のみの販売を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、乗車料金については、乗車駅において乗車駅証明書を取得されるか、または車内で整理券をお取りいただき、降車駅でお支払ください。

湧水町危険空家解体撤去工事補助金の申請

(商工観光PR課)

町内の景観及び住環境の向上並びに空家・空地の有効活用を図るため、危険空家(特定空家)の解体及び撤去に係る経費の一部を対象に湧水町危険空家解体撤去工事補助金を交付します。

【対象空家】 ※次の全ての条件に該当するものとします。

- ① 住宅の不良度に係る評点数が町の基準値を超えていること。
- ② 湧水町空家対策協議会で危険空家(特定空家)に認定されていること。
- ③ 町内の物件であること。
- ④ 公共事業の補償となっていないこと。
- ⑤ 登記事項証明書に所有権以外の権利が設定されていないこと。
- ⑥ 火災及びその他の災害を原因として危険空家となっていないこと。
- ⑦ 補助金の交付決定時点において、補助対象建築物の解体撤去工事に着手していないこと。

【対象工事及び対象経費】

- ① 町内の解体撤去業者に依頼する工事であって、補助対象工事に要する経費が30万円以上であるものとする。
- ② 解体撤去工事に要する費用は、総工事費から建物の解体撤去に要しない費用(家財道具、機械、電化製品、車輛等の移転又は処分費等)を除いた額

【補助金額】 補助対象工事に要する経費の2分の1以内とし、50万円を上限とする。

【申込期限】 6月30日(火)まで

【申込・問合せ先】 栗野庁舎 商工観光PR課 ☎74-3111(内線2285)

霧島アートの森 アートスタッフ(臨時職員)の募集

(商工観光PR課)

県文化振興財団では、次のとおり霧島アートの森に勤務するアートスタッフ(臨時職員)を募集しています。

【職 種】 (契約)事務補助員

- 【応募資格】**
- (1) 高等学校卒業程度の学力を有する者
 - (2) 普通自動車免許を有する者

【採用人数】 1名

- 【勤務内容】**
- (1) 勤務時間：8：30～17：00
 - (2) 休 暇：週休2日制(土日・祝日の勤務有り)
 - (3) 業務内容：入園者受付・作品監視・業務補助等
 - (4) 勤 務 地：霧島アートの森

【雇用期間】 令和8年5月1日～令和9年3月31日(契約更新の可能性有)

※3か月間の試用期間有り

【賃 金】 日額：8,325円(翌月7日払い)、通勤手当有

【保険制度】 雇用保険、社会保険制度有

【申込方法】 お問い合わせください。

【申込締切】 4月24日(金)

【問合せ先】 公益財団法人鹿児島県文化振興財団 霧島アートの森
〒899-6201 湧水町木場6340番地220 ☎74-5945(跡上)

**今月は 軽自動車税(種別割)の納入月ですので、
納入をよろしくお願ひします。**

納期限 4月30日(木)

第18回湧水町町民ゴルフ大会の開催

（生涯学習課）

標記大会が次のとおり開催されますので、参加希望者はお申し込みください。

- 【主催・主管】 湧水町スポーツ協会・湧水町ゴルフ協会
 【大会期日】 6月7日（日）
 【大会会場】 かごしま空港 36 カントリークラブ（横川コース）
 【参加資格】 湧水町民及び湧水町内に勤務する者
 【参加料】 11,580円（プレー料金・食事代） 1,500円（会費）
 ※本大会については、個人戦のみ行います。
 【参加申込】 5月22日（金）までに吉松庁舎2階生涯学習課又は栗野中央公民館へお申し込みください。定員は40名とします。
 【受付】 7：30～
 【開会式】 8：10～
 【スタート】 8：28～
 【問合せ先】 湧水町ゴルフ協会事務局 ☎090-7451-7619（事務局 牧野 広志）

令和8年度第1回湧水町女性団体交流会～生涯学習県民大学講座～

（生涯学習課）

町内在住の女性同士が交流を深め、情報交換の機会を得て、よりよい家庭づくりや地域づくりに繋げることを目的として、「令和8年度第1回湧水町女性団体交流会」を開催します。今回は、かごしま県民大学中央センターの「生涯学習県民大学講座」を活用した内容により実施します。ご近所お誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。

- 【開催日時】 5月23日（土） 9：30～11：20（受付9：00～）
 【開催場所】 栗野中央公民館
 【内容】 演題：「健康寿命を延ばす！楽しい運動講座」
 講師：鹿屋体育大学 教授 中垣内 真樹氏
 【参加条件】 町内にお住まいの女性もしくは勤務する女性
 【参加料】 無料
 【持ち物】 上履き（体育館シューズ等）・飲み物・筆記用具
 【その他】 動きやすい服装でお越しください。
 【申込期限】 5月15日（金）まで
 【申込・問合せ先】 吉松庁舎 教育委員会 生涯学習課 ☎75-2142（内線3216）
 栗野中央公民館 ☎74-4313

休日救急歯科診療の診療時間変更

（健康増進課）

始良地区歯科医師会口腔保健センターでは、休日、急に歯が痛んだり、腫れたり、口の中の思わぬ外傷などの応急治療を行っています。令和8年5月10日（日）以降は診療時間が次のとおり変更となります。受診される際はマイナ保険証等を忘れずにご持参ください。あくまでも歯科救急診療であり、通常の治療は受けられませんので、ご理解をお願いします。

	令和8年5月6日（水）まで	令和8年5月10日（日）から
診療時間	9：00～15：00	9：00～13：00
受付時間	14：30まで	12：30まで
診療日	日曜・祝日・8月13日～15日・12月30日～1月3日	

- 【問合せ先】 〒899-6404 霧島市溝辺町麓872番地2
 始良地区歯科医師会口腔保健センター ☎0995-58-4388

令和8年度犬の登録及び狂犬病予防注射

（住民税務課）

犬の登録及び狂犬病予防注射を次の日程により実施しますので、生後3か月以上の犬は必ず登録し、年に1回の予防注射を受けてください。

※犬の所有者は、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

【料 金】 予防注射料：3,400円 登録手数料：3,000円

【持参するもの】 狂犬病予防注射通知書（別途通知）

【注意事項】 ●注射会場には、確実に犬を保定（体を固定）できる方が連れてきてください。

●犬が死亡している場合は、連絡してください。

●最寄りの会場での接種が難しい方は、日程表を参考に都合のつく日程会場に通知書を持参し、狂犬病予防注射を受けてください。

【問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線2151）

【日 程 表】

吉松地域				
	時 間	実施場所	時 間	実施場所
5 月 13 日 (水)	8:40～8:50	鶴丸墓地公園前	10:25～10:30	竹中池駐車場
	8:55～9:00	鶴丸温泉前	10:35～10:40	川添簡易郵便局前
	9:05～9:10	城山線交差点 (旧原口公民館前)	10:45～10:50	下川添集出荷所前
	9:15～9:20	旧スカラー工場前	10:55～11:00	（株）タテノ交差点
	9:25～9:30	麓入口交差点	11:05～11:10	永山地区集会所前
	9:40～9:45	上中津川地区 コミュニティ供用施設前	11:15～11:20	松山公民館前
	9:50～9:55	秋葉神社前	11:25～11:30	陣前公民館前
	10:05～10:10	古川公民館前	11:35～11:40	堀ノ原公民館前
	10:15～10:20	池田公民館前		
5 月 14 日 (木)	8:40～8:45	市原の庚申塔前	10:10～10:15	山下地区 可燃ごみ収集所前
	8:50～8:55	コミュニティ防災センター前	10:20～10:25	岡田建設前
	9:00～9:05	四ツ枝前公民館前	10:35～10:40	つつはの園入口先
	9:10～9:15	加治屋地区 集会所前	10:45～10:50	般若寺地区 生活改善センター前
	9:30～9:35	魚野公民館前	10:55～11:00	般若寺温泉前
	9:50～9:55	吉松中央公民館前	11:10～11:30	役場吉松庁舎 西側駐輪場前
	10:00～10:05	中野寿霊園前		

栗野地域				
	時 間	実施場所	時 間	実施場所
5 月 20 日 (水)	8:30～8:50	北方消防詰所	10:20～10:25	植村公民館前
	8:55～9:05	新園商店前	10:35～10:40	竹迫集会所前
	9:10～9:20	田尾原集落センター前	10:45～10:50	幸田消防詰所前
	9:30～9:35	稲葉崎公民館前	10:55～11:00	大牟礼西公民館前
	9:40～9:45	広田公民館前	11:10～11:15	幸田頭三文字 (幸田頭バス停前)
	9:50～9:55	二渡公民館前	11:25～11:35	川南西公民館前
	10:00～10:05	御前野三文字	11:40～11:45	幸田南公民館前
	10:10～10:15	松永商店前		
5 月 21 日 (木)	8:30～8:40	坂元公民館前	10:15～10:20	霧島アート牧場前
	8:50～8:55	会田公民館前	10:30～10:40	長谷地区 林業集会センター前
	9:05～9:10	馬場迫公民館前	10:45～10:55	神応寺商店前
	9:20～9:25	上場地区 農業構造改善センター前	11:00～11:05	心光寺前
	9:30～9:35	上小城共同墓地前 (佃地区)	11:10～11:15	鹿児島森林管理署 栗野事務所前駐車場
	9:45～9:50	老谷公民館前	11:20～11:30	農協前町駐車場
	10:00～10:05	竹田ごみ収集所	11:35～11:45	役場栗野庁舎 西側車庫前

合併浄化槽設置補助金の申請受付

(住民税務課)

湧水町では生活排水対策のため、合併浄化槽設置費用の一部を補助しています。

- 【申請期間】 4月15日（水）より
- 【申請窓口】 栗野庁舎 住民税務課 環境衛生係
- 【対象区分】 ・新設 ・汲み取りからの転換 ・単独浄化槽からの転換
- 【補助金額】 ・5人槽 本体額 332,000円 ・7人槽 本体額 414,000円
 ・10人槽 本体額 548,000円 ・宅内配管工事 300,000円（上限）
 ・単独処理浄化槽撤去 90,000円（上限）
- 【申請のポイント】 ・工事着工前に申請が必要です。
 ・交付決定後に工事開始
 ・予算の範囲内で先着順（上限に達し次第終了）
- 【対象要件】 ・町内の住宅に設置する方
 ・町税等の滞納がない方
- 【お 願 い】 合併浄化槽は、河川や地下水の水質保全に役立ちます。
 きれいな水環境を守るため、皆様のご協力をお願いします。

マイナンバーカード申請等の『休日窓口開設』

(住民税務課)

マイナンバーカードに関する休日窓口を次のとおり開設します。

※事前予約制により対応します。予約が1件もない場合は、開設は行いません。

必ず5月22日（金）の15：00までに予約をお願いします。

【開設日時・場所】 5月24日（日） 8：30～12：00

○吉松庁舎 地域総務課

※栗野庁舎（住民税務課）の開設は6月14日（日）になります。

【対象となる手続き】 *マイナンバーカードの申請・交付

*マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行

*マイナンバーカードの暗証番号の再設定

※その他の手続きに関しましては、お問い合わせください。

【持参するもの】

●マイナンバーカードの申請・交付の方

- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等官公署発行の顔写真付きのもの1点、または資格確認書、子ども医療受給者証等顔写真のないもの2点）

●マイナンバーカードの交付の方

- ・マイナンバーカード交付通知書・電子証明書発行通知書（はがき）
- ・マイナンバーカード・通知カード、個人番号通知書（お持ちの方）

※紛失されている場合は、お申し出ください。

●マイナンバーカードの電子証明書の更新・再発行、暗証番号の再設定の方

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号の控え（電子証明書の更新・発行の方）

※暗証番号が分からない場合は、再設定から行います。

【予約・問合せ先】 栗野庁舎 住民税務課 ☎74-3111（内線2153）

湧水町人材育成事業助成金

(企画財政課)

本町では、まちづくりに寄与する人材の育成を目的に助成事業を行っています。助成を希望される方は、次の事項をご確認のうえお申し込みください。

【対象研修】 ① 産業経済及び教育文化の振興のための研修等
② 社会福祉及び生活環境の充実のための研修等
③ 青少年の研修、交流事業等

【助成対象者】 町内に住所を有する方及びその子

【助成額】 研修に必要な経費、滞在費及び研究費に対し、次の範囲内で決定する。必要経費の6割以内を原則として、1人当たり30万円を限度とする。

※ただし、自主研修分については、研修先までの往復航空運賃のみを助成する。

【申請の流れ】

助成金申込 → 審査 → 決定 → 研修 → 報告書提出 → 確定

※研修に参加する前（研修の1ヶ月前まで）に申請する必要があります。

※詳細については、お問い合わせください。

【問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2262）

寄贈作品展の開催

(企画財政課)

町ゆかりの木彫作家・黒蕨壮氏（平櫛田中賞受賞）と、工芸人形作家・堀之内千恵子氏の作品展を開催します。繊細で力強い、芸術の魅力に触れるひとときをぜひ会場でお楽しみください。

- 【開催日】 5月23日（土）～6月7日（日）
 【時間】 8：30～17：00
 【場所】 いきいきセンターくりの郷 町民ホール
 【観覧料】 無料
 【問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2262）

タクシー利用券による助成制度

(企画財政課)

高齢者等で交通手段に不便を感じている方への移動支援として、タクシー利用券による助成制度を実施しています。希望される方は、お申込みください。

- 【助成対象者】 湧水町在住で、住民登録があり町税等の滞納のない人で次のいずれかに該当する方
 ① 65歳以上の方
 ② 上記以外の運転免許証返納者や病気等の理由で町長が特に認める方
- 【助成額】 タクシー利用料金の約7割
 ただし、助成額の上限は1回の乗車につき2,000円
- 【交付限度枚数】 タクシー利用券は、年度間72枚を限度に申請月に応じて交付
 令和5年4月からの運転免許証返納者へは、年度間24枚を限度に申請月に応じて追加して交付（優遇期間2年度）
- 【利用可能区間】 湧水町内（町外からの移動や町外への移動には利用できません。）
- 【申込先】 栗野庁舎 企画財政課 または 吉松庁舎 地域総務課
- 【問合せ先】 栗野庁舎 企画財政課 ☎74-3111（内線2262）

★旬報ゆうすい発行回数の変更について★

LINEや防災無線、HP等の連携による情報発信強化や事務作業効率化を踏まえて、令和8年度から旬報ゆうすい発行回数が月2回から月1回に変更になります。

【変更前】 毎月1日（4月・1月を除く）・15日

【変更後】 毎月15日のみ

※月・土日祝日の場合は翌平日になります。

4月 広報 ゆうすい

編集・発行 栗野交番・吉松駐在所
栗野富園 TEL 0995-22-0110

入学おめでとう
新学期 スタート

自転車は車のなかま！青切符制度が適用開始です
4月1日から、これまで自動車などに適用されていた交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が自転車にも適用されます（16歳以上・113種類の違反！）。

反則行為と反則金の例

- 携帯電話使用等（保持） ⇒ 12,000 円
- 信号無視 ⇒ 6,000 円
- 通行区分違反 ⇒ 6,000 円

（歩道通行・右側通行など）

★ 警察官による、指導・警告を原則としていますが、
・ 警告に従わず、違反行為を続ける
・ 他の車両、歩行者等に危険を生じさせる
・ 交通事故につながる行為
については、青切符による違反告知の対象となります。
特に、違反態様が悪質で危険な行為については指導・警告がなく即検挙となります。



湧水町事件簿
3月中に湧水町で取り扱った事件事故は次のとおりです。

- ・物損事故 21件
- ・人身事故 0件

新学期、新生活の始まり！慣れない環境だけど、キバりましょう！

災害は、けられた頃にやってくる！身も心も準備を

管内で発生した窃盗事件

先月上旬、湧水町木場に駐車中の「無施錠」の車内から、食料品や日用品が盗まれ、伊佐市ではケープル盗難が発生しました。さらに、下旬には川西の倉庫からエンジン式の動力工具が、別の場所の川西の事務所からは機器の配線が盗まれました。鋭意警戒、捜査中！許すまじ。カギは確実にせうかいやい。センサーライトや防犯カメラの設置についても検討を。

「頭つっこみ駐車」の事故多発

当署管内では、店舗、公共施設等の駐車場における接触、衝突事故が多発しています。それらの事故当事者のほとんどが、「頭つっこみ駐車」でした。「バック駐車」を心がけましょう。「そかーち言わないで！」

火災発生。まだ油断はできません！

先月中旬、湧水町川添で、大規模な山林火災が発生しました。また、伊佐市でも、枯れ草を燃やし、他の土地まで延焼させる事案も発生しています。「これくらい大丈夫」という油断が火災につながります。

今一度、火の元の点検を行い、地域全体で火災防止に努めましょう。



駐在所員のひとこと

○令和8年度がスタートし、丸池や轟地区、池平公園の桜の花が咲き誇る中、吉松駐在所に新しい勤務員が、脇本駐在所（阿久根市）から着任しました。
★児島（こじま） 巡査部長

今後、栗野交番・吉松駐在所一丸となって、湧水町の安全安心のため尽力していきますので、警察活動へのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

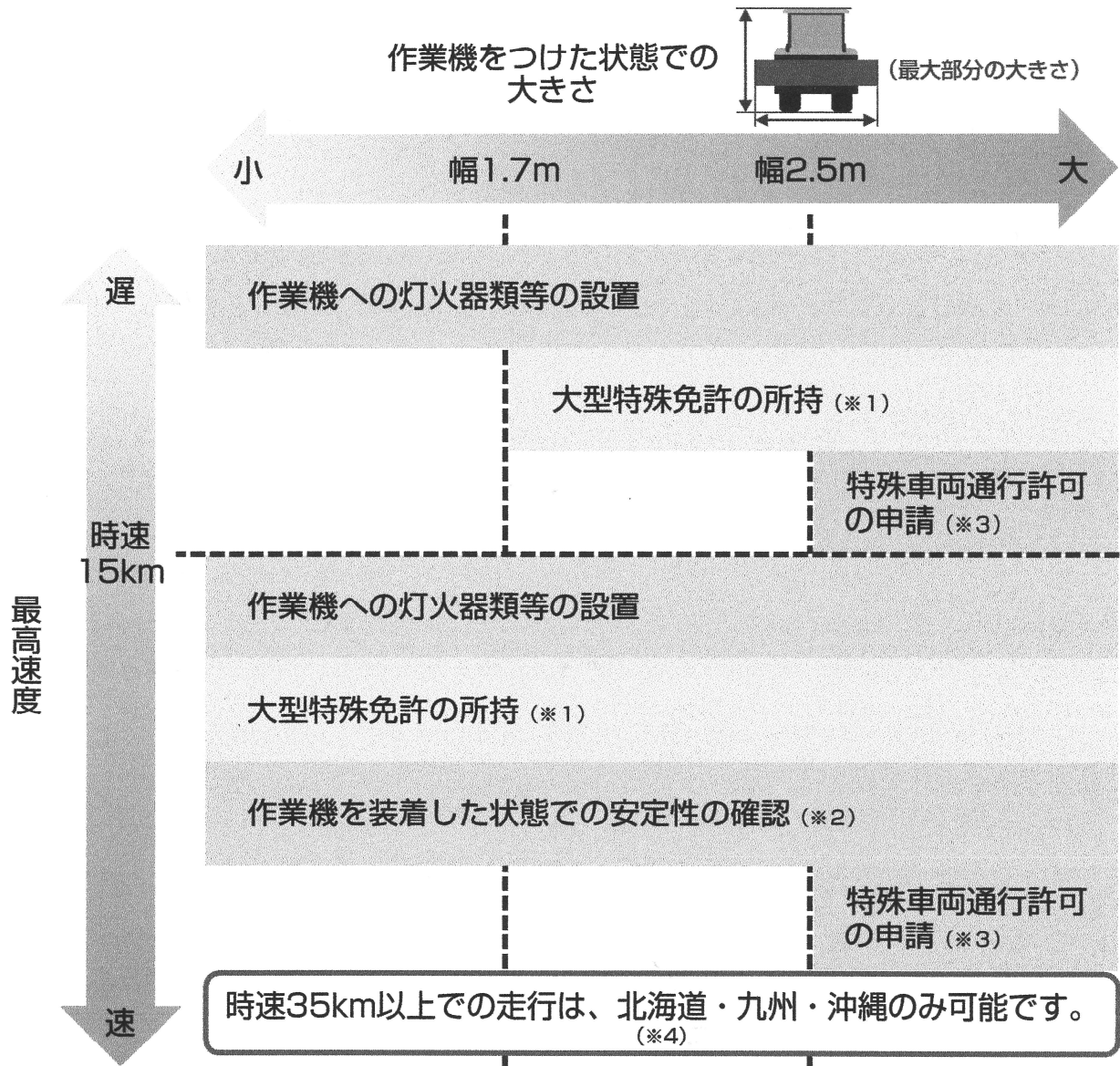
○先月22日、白波スタジアムで開催された50mダッシュ王選手権に私、吉松小3人、円乗寺こども園1人が参戦してきました！

○「春になったら、イギリスって鳥が鳴くんだよ。先生が教えてくれた！」と次女が元氣よく、帰ってききました（笑）。
※ウグイス



先月、三十七歳になりました

作業機を装着・けん引したトラクタが 公道を走るための ルールを確認しましょう



- ※1 車両総重量が750kg以上の車両をけん引する場合は、大型特殊免許のほかけん引免許が必要です。
- ※2 作業機を装着した状態での安定性が確認されていないトラクタは、時速15km以下で走行する必要があります。安定性が確認されているトラクタと作業機の組み合わせは、（一社）日本農業機械工業会HPにて公開しています。
- ※3 特殊車両通行許可については、道路管理者（国道：地方整備局、都道府県道：都道府県、市町村道：市町村）への申請が必要です。なお、農道を走行する際の申請は不要です。
- ※4 北海道、九州、沖縄以外の地域では、作業機をつけたまま時速35km以上で走行することはできません。

上記のルールは一例です。詳しいルールは
農林水産省HPや日本農業機械工業会HPで確認を！



農林水産省HP



日本農業機械工業会HP

MAFF
農林水産省